

第 1 章

労働争議の調整

第1章 労働争議の調整

第1節 概況

平成28年中に新規に受け付けた調整事件は1件であった。

第1表 申請受付状況

年次	区分	受付総件数	左の内訳		
			あつせん	調停	仲裁
平成24年		2	2		
平成25年		3	3		
平成26年		0			
平成27年		0			
平成28年		1	1		

第2表 月別申請状況

年次	平成26年	平成27年	平成28年
1月			
2月			
3月			
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			1
12月			
計	0	0	1

第3表 業種別申請状況

年次	平成26年	平成27年	平成28年
業種			
農林漁業			
運輸業			
卸売・小売業			1
金融・保険業			
サービス業			
計	0	0	1

第4表 従業員規模別申請状況

年次	平成26年	平成27年	平成28年
従業員			
10人未満			
10人～49人			
50人～99人			
100人～299人			1
300人～499人			
500人以上			
計	0	0	1

第5表 調整事項別状況

調整事項		年次		
		平成26年	平成27年	平成28年
団体交渉				1
経営 または 人事	人員配置			
	配置転換			
	解雇			1
	その他			
賃金等	一時金			
	退職一時金・年金			1
	解雇手当			
	その他			1
労働条件等				
その他				
計		0	0	4

(注) 申請事項が2項目以上の場合、調整事項数は申請件数と一致しない。

第6表 申請者別状況

申請者		年次		
		平成26年	平成27年	平成28年
一方(労または使)				1
双方				
計		0	0	1

第7表 終結所要回数状況

所要回数		年次		
		平成26年	平成27年	平成28年
0回				1
1回				
2回				
3回				
4回以上				
計				1
平均(回数)		—	—	—

第8表 終結所要日数状況

所要日数		年次		
		平成26年	平成27年	平成28年
10日以下				
11日～30日				1
31日～50日				
51日～100日				
101日以上				
計				1
平均(日数)		—	—	1.9

第9表 処理状況

区分	年次	平成26年		平成27年		平成28年	
		繰越分	新規申請分	繰越分	新規申請分	繰越分	新規申請分
解決	案受諾						
	協定締結						
	自主解決						
打ち切り							1
取下げ							
翌年へ繰越							
計		0		0		1	

第2節 争議行為予告一覧

(中労委受理分)

通 知 者	要求事項	受付月日	争議行為予告月日	受付労委	関係都道府県
国鉄労働組合	賃金引上等	2月12日	2月24日	中 労 委	46 都道府県
全日本運輸産業労働組合 連合会	賃金引上等	2月26日	3月18日以降	中 労 委	全 国
全日本地域医療機能推進 機構病院労働組合	賃金引上等	2月26日	3月11日以降	中 労 委	24 都道府県
全日本港湾労働組合	賃金引上等	2月26日	3月8日以降	中 労 委	24 都道府県
全国電力関連産業労働組 合総連合	賃金改善等	2月29日	3月11日以降	中 労 委	45 都道府県
エヌ・ティ・ティ労働組合	賃金改善等	3月1日	3月14日以降	中 労 委	全 国
全日本建設交運一般労働 組合全国鉄道本部	賃金引上等	3月1日	3月17日以降	中 労 委	46 都道府県
日本私鉄労働組合総連合会	賃金引上等	3月7日	3月18日以降	中 労 委	全 国
KDD I 労働組合	賃金改善等	3月7日	3月18日以降	中 労 委	46 都道府県
全国港湾労働組合連合会	産別労働条 件等改定等	3月15日	3月26日以降	中 労 委	39 都道府県
全日本港湾労働組合日本海 地方本部	夏季一時金	5月27日	6月15日以降	新潟県労委	6 府 県
全日本運輸産業労働組合 連合会	一時金等	5月30日	6月10日以降	中 労 委	43 都道府県
全日本運輸産業労働組合 連合会	一時金等	10月28日	11月11日以降	中 労 委	全 国
全日本港湾労働組合日本海 地方本部	冬期一時金 等	11月7日	11月24日以降	新潟県労委	6 府 県
全日本国立医療労働組合	賃金・労働 条件改善等	11月16日	11月30日以降	中 労 委	全 国
日本私鉄労働組合総連合 会	労働協約改 定等	11月18日	11月29日以降	中 労 委	37 都道府県

第3節 事件の概要

28-1 解雇争議あっせん事件

平成28年11月25日 申請

平成28年12月13日 打切り

〔申請者〕
A労働組合

〔被申請者〕
株式会社X

〔あっせん事項〕

懲戒解雇処分の撤回、逸失賃金および退職金の支払い、団体交渉応諾

(1) あっせん員

山川 均 (公)、井上 毅 (公)、山岸 克司 (労)、清川 忠 (使)

(2) 主張の要点

(組 合)

- ・ 組合員（執行委員長）は情報不正流出の疑いで自宅待機処分後、退職勧奨を受け、拒否したところ、懲戒解雇処分となった。懲罰委員会では、事実関係が立証されていないため、懲戒解雇処分は無効である。
- ・ 自宅待機中の賃金相当額、懲戒解雇にならなければ受け取れるはずであった賃金相当額の支払いを求める。
- ・ 退職金規程を開示し、退職金を支払うことを求める。

(使用者)

- ・ 懲戒解雇処分については、懲罰委員会を開き、従業員の見解も聴取し、妥当と判断したものである。
- ・ 自宅待機中の賃金は支給予定である。
- ・ 団体交渉は、法律上必要ならば対応したい。

(3) 申請までの経過

組合側が数回に渡って団体交渉の申し入れをしたが、会社側は回答せず、組合員（執行委員長）を解雇したため、組合はあっせんで申請した。

(4) あっせんの経過および結果

会社側が、あっせんに応じないため、打切りとした。

(継続日数 19日、あっせん回数 0回)